

**⑦予防接種法による予防接種の実施等の事務処理において、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)**

予防接種法による予防接種の実施等の事務処理において、必要な特定個人情報をマイナンバー制度による情報連携の項目に追加することにより、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

(施行日: I ~ IV ⇒ 公布の日
V ⇒ 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日)

事務	連携情報	改正前	改正後
I 予防接種実施事務	予防接種実施関係情報	○	○
	障害者関係情報	✗ → ○	○
II 予防接種実費徴収事務	地方税関係情報等	○	○
	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報	✗ → ○	○
III 小児慢性特定疾病医療費支給事務	地方税関係情報等	○	○
	医療保険給付関係情報	✗ → ○	○
IV 特定医療費支給事務	地方税関係情報等	○	○
	医療保険給付関係情報	✗ → ○	○
V 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による入所の措置等に係る費用徴収事務	障害者関係情報等 地方税関係情報 <small>所得証明</small>	○ ✗ → ○	○ ○

**⑧マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするとともに、入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることが可能とする等の規定を整備
(児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法)**

入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備するとともに、マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携が可能となる(※)。

この連携により、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

※地方税法上、職員に守秘義務が規定されているが、行政機関による本人等の収入状況に関する報告を求める権限(報告要求)等を個別法に規定することにより、地方税関係情報の提供が許容される。

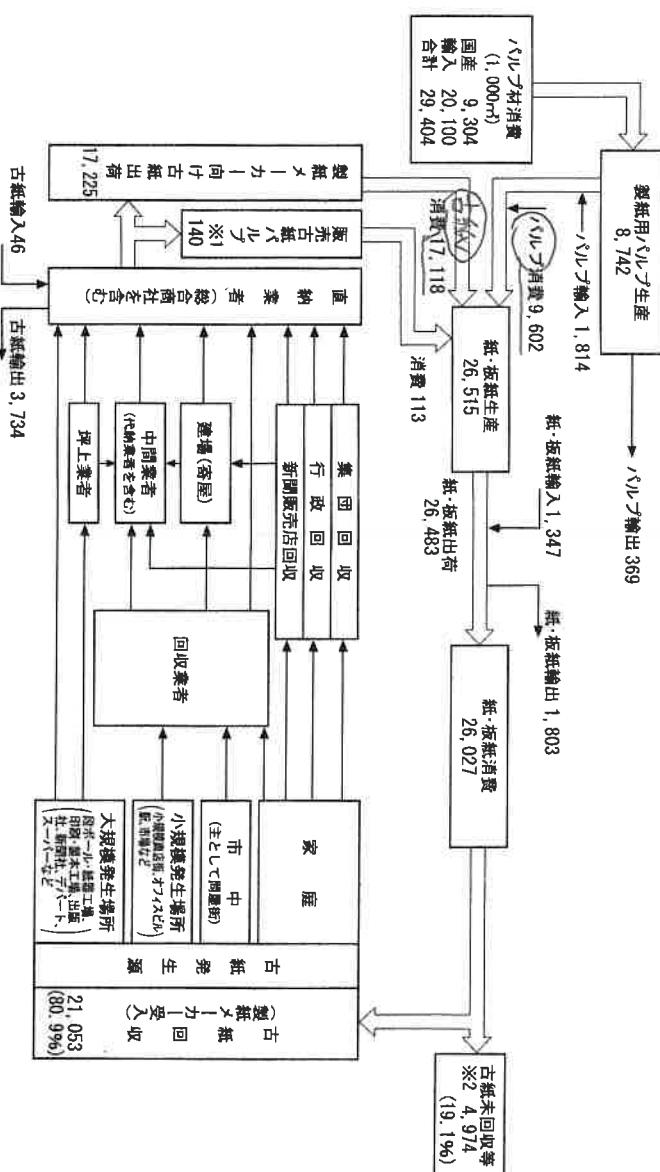
報告要求等の規定がないため、
地方税法上の守秘義務との関係で、情報連携に対応できない

マイナンバーを利用した地方税関係情報の
情報連携が可能に

(施行日:公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日) 7

39. 古紙の流通機構とリサイクル(2017年)

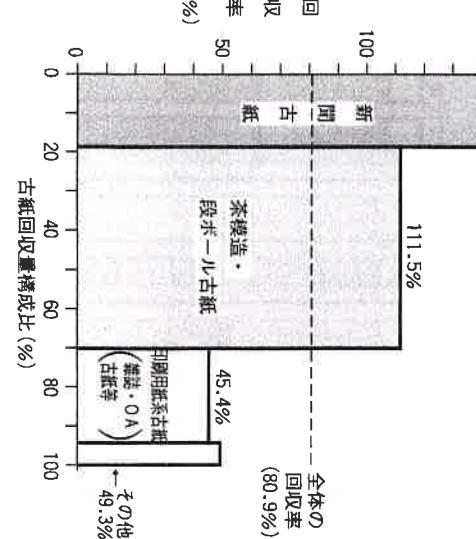
単位：千トン



*1については、古紙パルプ用に使用された古紙を80%として換算した推定値

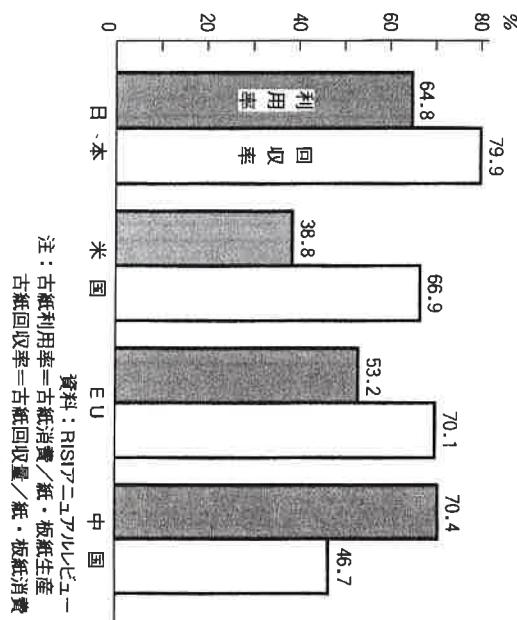
*2非製紙用消費等を含む

40. 古紙回収率及び回収量構成比(2017年)



資料：(公財)古紙再生促進センター

41. 日米欧中の古紙利用率・回収率(2016年)



注：古紙利用率＝古紙消費／紙・パルプ統計

古紙回収率＝古紙回収量／紙・板紙消費

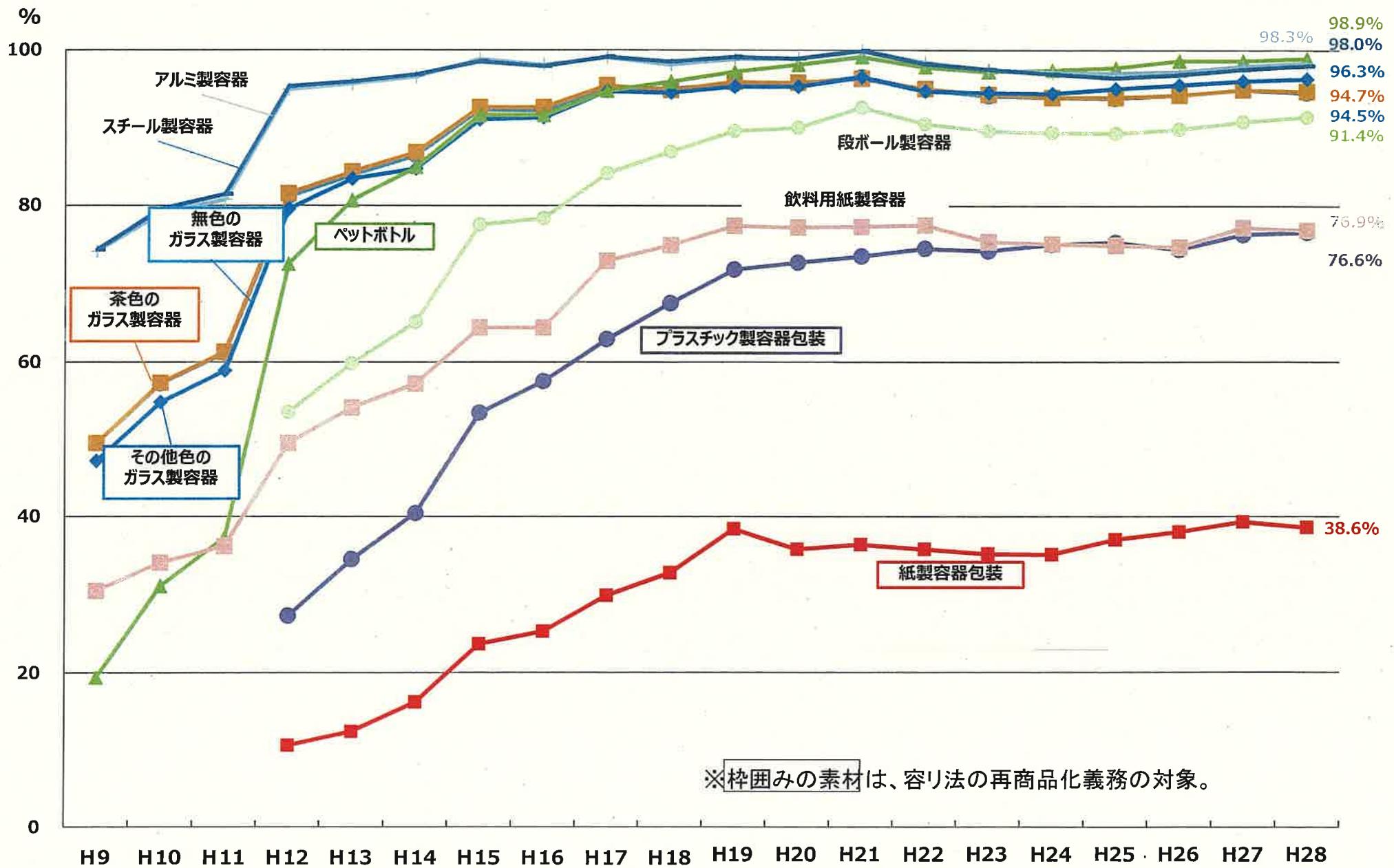
●古紙の利用率と回収率

2017年の古紙利用率は64.1%で、前年を0.1ポイント下回った。日本製紙連合会は1990年に古紙リサイクル55計画を制定して以来、古紙利用率の向上に取り組んできた。2016年には「環境に関する行動計画」の一環として、「2020年度までに古紙利用率65%目標の達成に努める」との新たな目標を掲げている。ただ、板紙分野での利用率がほぼ限界に達しており、紙分野でも現状の日本の設備レベルにおいては品質的に利用可能な古紙が量的に限定される。そのため、オフィス古紙・雑がみ・難処理古

紙・機密古紙等の利用技術向上や、古紙の分別排出のより一層の徹底といった品質の高い古紙供給体制を整備する必要がある。

2017年の古紙回収率は80.9%で、全年よりも0.4ポイント低下した。ただ、米・欧・中国との古紙利用率・回収率の比較からも判るように、日本の古紙リサイクルは世界的に見ても高水準にある。特に日本古紙回収率の高さは、国土面積が狭いという特徴に加え、古紙回収システムが整備されていることにより支えられている。

容器包装リサイクル法による、 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移



農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとすると、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

法律の概要

1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けてきるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設
農業委員会による不明者の探索(は、一定の範囲に限定
(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長
(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)

2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)



【環境制御システムの導入】

施行期日
公布の日から起算して6月以内で政令で定める日

○ 所有者不明農地の利活用のための新制度(フロー図)

赤字:新制度にて措置

